

『郵政博物館 研究紀要』発行方針

（趣旨）

第1条 本方針は、『郵政博物館 研究紀要』（以下「本誌」という。）の発行に関する基本的事項を定めるものである。

（目的）

第2条 本誌は、「郵政事業及び通信の歴史と文化」に関する報告を掲載し、当該分野の研究を促進することを目的とする。

（発行）

第3条 本誌は、原則として各年度に1回、公益財団法人通信文化協会（郵政博物館附帯事業実施主体、以下「通信文化協会」という。）が発行する。

（編集体制）

第4条 本誌の編集を行うため、通信文化協会に『郵政博物館 研究紀要』編集委員会（以下「編集委員会」という。）を置く。

（報告資格）

第5条 本誌の報告資格は、通信文化協会職員及び郵政歴史文化研究会に属する研究者が有する。ただし、これに該当しない外部研究者にも報告を認める場合がある。

（原稿の投稿）

第6条 郵政歴史文化研究会に属する研究者及び外部研究者が本誌への投稿を希望する場合は、編集委員会が別に定める「投稿要領」に則る。

（原稿の依頼）

第7条 編集委員会の承認のもと、編集事務局から外部研究者に寄稿を依頼する場合がある。

（著作権）

第8条 本誌に掲載された報告の著作権は、通信文化協会に帰属する。

（本方針の周知）

第9条 本方針は、郵政博物館ホームページ上で公開し、また本誌各号の誌面に掲載する。

（本方針の改正）

第10条 本方針の改正は、通信文化協会理事長の決裁を経て行う。

附則

本方針は、令和7年4月1日から施行する。

『郵政博物館 研究紀要』投稿要領

(目的)

第1条 本要領は、郵政歴史文化研究会に属する研究者及び外部研究者を対象とし、『郵政博物館 研究紀要』(以下「本誌」という。)への投稿手続きを定めるものである。

第1章 総則

(投稿資格)

第2条 本誌の投稿資格は、次のとおりとする。

- (1) 投稿者は「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」の研究者であること。
- (2) 投稿内容は「郵政事業及び通信の歴史と文化に関する諸問題」を主題とし、郵政博物館の収蔵資料またはそれに準ずる資料等を活用したものであること。

(投稿種別と文字数)

第3条 本誌の投稿種別は以下のとおりとする。文字数はすべて24,000字以内(A4用紙約15枚以内)とし、注や引用文献、図表等も文字数に含める。

- (1) 研究論文
実証的な方法により当該分野に新知見を提示するもので、十分な学術的貢献が認められるもの。
- (2) 研究ノート
論文に満たない研究規模や段階にあるが、一定の学術的貢献が認められるもの。
- (3) 資料紹介
郵政博物館の収蔵資料について報告するもの。
- (4) トピックス
郵政博物館の活動報告や書評等で、本誌の趣旨にかなうもの。
- (5) その他、本誌編集委員会の特に認めるもの。

(掲載までの手続き)

第4条 投稿者は、本要領の各条及び編集事務局の指示に従い、応募・応募審査→原稿提出→査読・改稿→校正の手続きをとること。

第2章 応募と審査

(応募)

第5条 投稿希望者は、以下のとおり応募手続きを行うこと。

- (1) 「応募用紙」の請求
請求の旨を明記した書面を、下記所定期間内に編集事務局に郵送すること。また、また、「応募用紙」を郵送で受領したい場合には、返信先住所・氏名を記載した返信用封筒に定形郵便物50g以内用の切手を貼付の上、同封すること。
なお、編集事務局が認める場合には、書面以外での請求も可とする。
- (2) 「応募用紙」の提出
各項目をもれなく記入し、下記所定期間内に編集事務局に郵送すること。
なお、応募は1人1編まで(共同執筆は認める場合がある)とする。

(3) 請求・提出期間

2025年4月9日（水）～5月14日（水）（郵送の場合は必着とする）

(4) 請求・提出先

〒272-0141 千葉県市川市香取二丁目1番16号

公益財団法人通信文化協会博物館部（郵政博物館資料センター）内

『郵政博物館 研究紀要』編集事務局 あて

(応募審査)

第6条 本誌編集委員会において、受理した「応募用紙」を審査して投稿可否を決定する。

なお、本審査は誌面の全体構成も考慮して行う。

(応募審査の結果通知)

第7条 前条の結果を、編集事務局から応募者に対し7月中旬頃までに通知する。

第3章 原稿提出

(原稿提出)

第8条 前条で投稿を許可された者は、以下のとおり原稿を提出すること。

(1) 原稿の形式

本文はマイクロソフト・ワードで作成した完成原稿とすること。図表や写真等の図版を含む場合は、当該ファイル（マイクロソフト・エクセル、JPEG等）を別途提出するとともに、ワード本文中にこれを貼り付け、レイアウト上の指示を明確に行うこと。

(2) 文字数

投稿種別ごとに規定された頁数を厳守すること。図表や写真等の図版を含む場合は、その誌面上に占める面積に相当する文字数を減らすこと。

(3) 提出方法

原則として、編集事務局あてにEメールで提出すること。

なお、編集事務局のEメールアドレスは、投稿を許可された者に対して個別に連絡する。

(4) 提出期日

2025年10月8日（水）15時を厳守すること。

(5) その他

二重投稿は認めない。また、原稿内で使用する図版等について、知的財産権に関わる一切の処理は投稿者が行い、責任を負うこと。

第4章 査読と改稿、校正

(査読の方法)

第9条 投稿原稿は編集委員会において審査し、査読結果及びコメントを、編集事務局から投稿者に対して通知する。ただし、投稿種別が「論文」または「研究ノート」以外である場合にはこれを省略し、編集委員長が個別に承認を行う。

(改稿)

第10条 投稿者は、前条の査読結果及びコメントによって原稿の修正を求められた場合、編集事務局が指定する期間内に改稿と再提出を行う。改稿後の最終的な掲載可否は、査読者

が判断する。

(校正)

第11条 投稿者は、編集事務局の策定する編集スケジュールに基づき、原則として初校・再校の2回の校正を行うことができる。また、編集事務局において、誤字脱字や表記の不統一等について指摘を行うことがある。

第5章 雑則

(本要領の周知)

第12条 本要領は、郵政博物館ホームページ上で公開し、また本誌各号の誌面に掲載する。
なお、具体的な編集スケジュールは編集事務局が各号ごとに設定する。

(著作権)

第13条 本誌に掲載された報告の著作権は公益財団法人通信文化協会に帰属するものとし、郵政博物館ホームページ等の媒体に掲載することがある。

(本要領の改正)

第14条 本要領の改正は、編集委員会の意思決定をもって行うものとする。

附則

本要領は、令和7年4月1日から施行する。